

# 国民年金

## 第1号被保険者のみなさんへ

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することになります。今回のお知らせは、第1号被保険者（学生、自営業、農林漁業者ら）が対象の内容です。

### 保険料 納付案内書を発送

平成27年度分の「免除（全額、4分の3、半額、4分の1）」「納付猶予」が承認されていた人は、日本年金機構（東福岡年金事務所）から、平成28年度の「国民年金保険料納付案内書」が7月上旬に発送されます。

成28年度の「国民年金保険料納付案内書」が7月上旬に発送されます。

### 保険料納付が困難な人は免除などの申請を

現在、保険料の納付が困難な人は、所得審査対象者の所得が基準以下であれば「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の制度を利用できます。

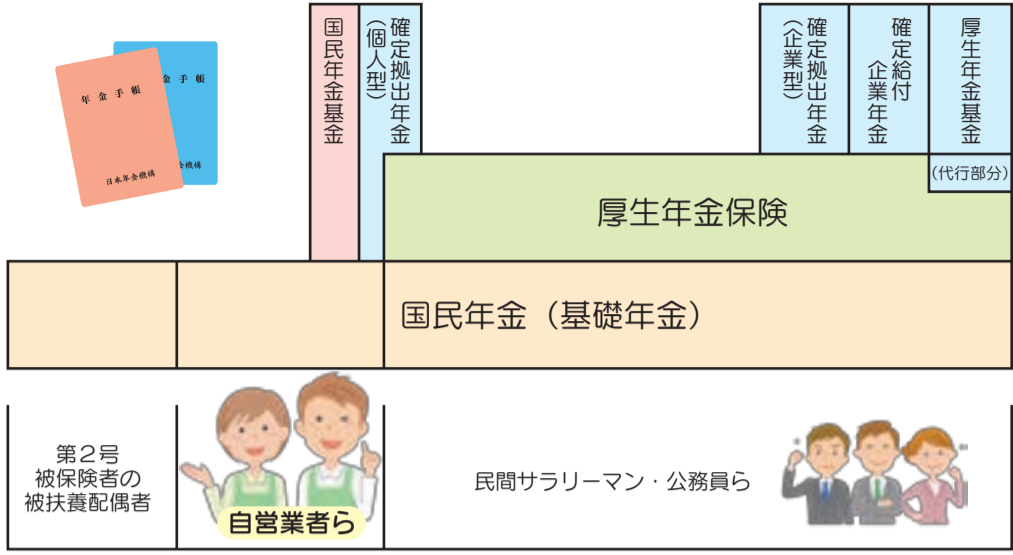
### 申請に必要なもの

▽基礎年金番号が分かるもの（年金手帳や保険料納付案内書）  
▽印鑑（本人が申請する場合は不要）  
▽代理人が申請する場合は、代理人本人の確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

### 申請が承認された場合

表①～③の申請の承認を受けている期間は、保険料「未納扱い」にはなりません。

▽表の③「学生納付特例」のみ学生証（コピー可）必要  
▽失業などで会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など）



今回のお知らせはここ（学生、自営業、農林漁業者ら）が対象です

### 【国民年金保険料免除申請など】

	①一般の免除申請	②納付猶予申請	③学生納付特例
対象	国民年金保険料の納付が困難な人（学生を除く）	20歳以上50歳未満の人（*1）	20歳以上の学生
所得審査の対象	本人、世帯主、配偶者	本人、配偶者	本人
申請の年度単位	7月～翌6月		4月～翌3月
申請が可能な期間	申請月の2年1月前分までが申請期間（保険料納付の時効が成立していない期間が、免除等申請の対象期間）		



申請・問い合わせ先  
▽市民課国民年金係  
☎（36）1128  
▽東福岡年金事務所  
国民年金課（代表）  
☎092（651）7967

ただし、一部免除（4分の3、半額、4分の1免除）の承認を受けた場合、残りの額を納付しないと「未納期間」となります。  
保険料の納付状況によつては、万が一、障がいや死亡などの事態が生じたときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

## 7月中旬 介護保険料の納入（決定）通知書を発送

同通知書を7月中旬に発送します。普通徴収の人は年間保険料額と各納期限までに納入する介護保険料の額を、特別徴収の人は年間保険料額と各年金支給月に天引きされる介護保険料の額を、通知書で確認してください。

問い合わせ先 介護保険課介護係 ☎（36）4877

介護保険料の額は、平成27年中（平成27年1月～12月）の本人の所得状況や世帯の住民税課税状況に応じて14段階に分かれています。  
保険料の判定基準や計算方法などは、納入（決定）通知書に記載していますので確認してください。

### 普通徴収（納付書・口座振替）の場合

▽納付書で納める人⇨通知書は、納付書を同封した封書で送付  
▽口座振替の人⇨通知書は、圧着式のハガキで送付  
\*10月から年金天引きが開始になる人も含みます。この場合、9月までは普通徴収（納付書か口座振替）、10月以降は特別徴収（年金天引き）に切り替わります

### 特別徴収（年金天引き）の場合

通知書は、圧着式のハガキで送付。  
●納入方法 年金の定期支払時に保険料を差し引いて、年金保険者が市へ納入します。年金の受給額によって納め方が法律で決められているため、納入方法を普通徴収に変更することはできません

### 【徴収額の決め方（仮徴収・本徴収）】

4・6・8月に天引きされる介護保険料は、原則、平成28年2月に天引きされた保険料と同額です。これを「仮徴収」といいます。  
10月以降は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額が天引きされます。これを本徴収といいます。

●納入方法 1年間の保険料を7月～翌年3月の、9回の納期に分けて納入します。最寄りの金融機関や郵便局などで納めてください。口座振替も利用できます

また、来年4・6・8月に天引きされる介護保険料（平成29年2月に天引き予定の介護保険料の額と同額）も、同29年度の仮徴収分として併せてお知らせします（下表参照）。

### 【介護保険料第5段階（年額62,400円）特別徴収（年金天引き）の人の場合】

年度	平成28年度						平成29年度		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
特別徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
介護保険料	9,000円	9,000円	9,000円	11,800円	11,800円	11,800円	11,800円	11,800円	11,800円
徴収区分	仮徴収			本徴収			仮徴収		
説明	平成28年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納めます			平成28年度の年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて納めます。100円未満の端数は10月にまとめて納めます			平成29年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納めます		

年間保険料額